

予防技術検定模擬テスト

－解説付－

No.6

〔共通〕問1 防火対象物における管理に関する次の文章を読み、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物の管理について権原を有する者は、防火管理者を定めたときは、遅滞なくその旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。
- (2) 甲種防火対象物の管理について権原を有する者は、甲種防火管理講習の課程を修了した者、市町村の消防職員として1年以上勤務した者等の中から、当該防火対象物において防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位にあるものを防火管理者として定めなければならない。
- (3) 防火対象物の避難上必要な施設については、避難の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理するとともに、特に防火戸についてはその閉鎖の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理しなければならない。
- (4) 多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物の管理について権原を有する者が、防火管理者に行わせるべき防火管理上必要な業務としては、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理等が挙げられる。

答

解説

- (1) 消防法第8条第2項。
- (2) 消防法第8条、同令第3条。市町村の消防職員であった者が甲種防火管理者になるためには、管理的又は監督的な職に1年以上あった者であることが必要である。
- (3) 消防法第8条の2の4。
- (4) 消防法第8条第1項。

〔消防用設備等〕問1 避難器具に関する基準等で用いられる総務省令で定める避難上有効な開口部に関する次の文を読み、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 床面から総務省令で定める避難上有効な開口部の下端までの高さは、15センチメートル以内でなければならない。
- (2) 総務省令で定める避難上有効な開口部は、格子その他の容易に避難することを妨げる構造を有しないものでなければならない。
- (3) 総務省令で定める避難上有効な開口部は、開口のため常時良好な状態に維持されているものでなければならない。
- (4) 幅80センチメートル、高さ110センチメートルの開口部は、総務省令で定める避難上有効な開口部の大きさを満たしている。

答

解説

- (1) 消防法施行規則第4条の2の2第2項第1号。
- (2) 消防法施行規則第4条の2の2第2項第2号。
- (3) 消防法施行規則第4条の2の2第2項第3号。
- (4) 消防法施行規則第4条の2の2第1項。総務省令で定める避難上有効な開口部の大きさは、直径1メートル以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ75センチメートル以上及び1.2メートル以上の開口部である。

〔消防用設備等〕問2 スプリンクラー設備のスプリンクラーヘッドの設置方法に関する次の文章を読み、消防法令上誤っているものを一つ選べ。ただし、当該部分では指定可燃物の貯蔵・取扱いは行われておらず、消防法令によりスプリンクラー設備のスプリンクラーヘッドを設置する必要があるものとする。

- (1) 準耐火建築物の物品販売店舗において、天井の各部分から一のスプリンクラーヘッドまでの水平距離が2.3メートル以下となるように、閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち標

答

解説

- (1) 消防法施行令第12条第2項第2号イ、消防法施行規則第13条の2第1項。天井の各部分から一のスプリンクラーヘッドまでの水平距離が2.3メートル以上となる。

準型ヘッド（高感度型ヘッドを除く。）を設置した。

- (2) 耐火建築物のホテルにおいて宿泊室等の天井の室内に面する部分に、天井の各部分から一のスプリンクラーヘッドまでの水平距離が2.6メートル以下で、かつ、一のスプリンクラーヘッドにより防護される部分の面積が13平方メートル以下となるように、閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち小区画型ヘッドを設置した。
- (3) 飲食店の床面から天井までの高さが10メートルを超える部分に、高天井の部分の火災を有効に消火することができるよう放水型スプリンクラーヘッドを設置した。
- (4) ラック式倉庫において、ラック等を設けた部分の各部分から一のスプリンクラーヘッドまでの水平距離が2.5メートル以下となるとともに、ラック等を設けた部分以外の部分の天井又は小屋裏に、各部分から一のスプリンクラーヘッドまでの水平距離が2.1メートル以下となるよう、閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち標準型ヘッドを設置した。

一トル以下となるようにスプリンクラーヘッドを設置できるのは、耐火建築物に限られる。

- (2) 消防法施行令第12条第2項第2号イ、消防法施行規則第13条の3。
- (3) 消防法施行令第12条第2項第2号ロ、消防法施行規則第13条の3。
- (4) 消防法施行令第12条第2項第2号ハ、消防法施行規則第13条の5。

〔防火査察〕問1 消防法第4条第4項では、消防職員が、同法第4条第1項の規定により関係のある場所に立入検査を行った場合に知り得た関係者の秘密をみだりに他に漏らしてはならないことを規定している。「みだりに」とは、「正当な理由なくして」に意であるが、「正当な理由がある」場合と考えられる記述について、適当でないものは次のうちどれか。

- (1) 情報公開請求があり、情報公開条例に基づき、妥当性を有するものとして公開する場合
- (2) 職務上必要な事項として、上司に立入検査結果を報告する場合
- (3) 立入検査結果通知書の内容について、弁護士会から弁護士法第23条の2に基づく照会を受け、それに回答する場合
- (4) 防火対象物の購入を検討している不動産会社から、最新の立入検査結果について、文書で照会を受け、それに回答する場合

答

解説

- (1) 違反処理マニュアルによる。
- (2) 消防法解説及び違反処理マニュアルによる。
- (3) 違反処理マニュアルによる。
- (4) 法令根拠に基づかない第3者からの照会に立入検査結果について回答する場合は、「正当な理由がある」場合とは考えられない。なお、不動産会社から、情報公開条例に基づく、情報公開請求があった場合は、各情報公開条例に基づき、判断する必要がある。

〔防火査察〕問2 命令書によって命令を発動する場合は、行政不服審査法第57条第1項及び第2項に定めるところにより、不服申立てができる旨並びに不服申立てをすべき行政及び不服申立てができる期間を教示しなければならないが、不服申立ての教示に関する記述のうち、誤っているものは次のうちどれか。

- (1) 消防法第5条の3第1項に基づき、消防吏員が行う命令については、消防署長に対する審査請求であり、審査請求期間については、命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内である。
- (2) 消防法第5条第1項に基づき、消防署長が行う命令については、消防長に対する審査請求であり、審査請求期間については、命令を受けた日の翌日から起算して30日以内である。
- (3) 消防法第8条第3項に基づき、消防長が行う命令については、市長村長に対する審査請求であり、審査請求期間については、命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内である。
- (4) 消防法第17条第1項に基づき、消防署長が行う命令については、消防長に対する審査請求であり、審査請求期間については、命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内である。

答

解説

- (1) 消防法第5条の4により、同法第5条第1項、同法第5条の2第1項及び同法第5条の3第1項の命令の審査請求期間は、「命令を受けた日の翌日から起算して30日以内である。」
- (2) 消防法第5条の4及び違反処置マニュアルによる。
- (3) 行政不服審査法第14条第1項及び違反処理マニュアルによる。
- (4) 行政不服審査法第14条第1項及び違反処理マニュアルによる。

〔危険物〕問1 第1類の危険物と第6類の危険物とに共通する性質について、次のうち誤っているものはどれか。

- (1) 摩擦、衝撃等を与えないように注意する必要がある。
- (2) 可燃物、有機物その他酸化されやすい物質との接触を避ける必要がある。

答

解説 第1類の危険物は酸化性固体、第6類の危険物は酸化性液体で、固体、液体の違いがあるが、何れも酸

- (3) 消火に当たっては多量の水を使用するが、液体であるので、危険物が飛散しないよう注意する必要がある。
- (4) 酸化力が強く、自らは不燃性であるが有機物と混ぜるとこれを酸化させ、着火させることがある。

化性である。したがって、摩擦、衝撃等を与えないように注意し、可燃物、有機物その他酸化されやすい物質との接触を避ける必要がある。消火にあたっては、大量の水を使用するが、第6類の危険物は液体なので、危険物が飛散しないよう注意する必要がある。

〔参照条文〕

消防法別表第1、危険物の規制に関する政令第25条。

〔危険物〕問2 特定の製造所等において定めなければならない予防規程について、次のうち誤っているものはどれか。

- (1) 予防規程は該当するすべての製造所等を網羅するように規定することができる。
- (2) 製造所等の所有者、管理者又は占有者及びその従業者は予防規程を守らなければならない。
- (3) 予防規程には、危険物の取扱い作業の基準に関することを定めなければならない。
- (4) 市町村長等は、火災予防のため必要があるときは予防規程の認可を取り消すことができる。

答

解説 市町村長の権限は、予防規程の変更を命じることができるだけで、取り消すことはできない。

〔参照条文〕

消防法第14条の2、危険物の規制に関する規則第60条の2。

昇任試験実力養成講座・予防技術検定模擬テスト〈解答〉

——昇任試験実力養成講座——

共通（消防士長・消防司令補）問題

〔自治法〕

問1 答 (2)

〔地公法〕

問1 答 (3)

〔消防組織〕

問1 答 (5)

問2 答 (4)

〔消防教養〕

問1 答 (1)

〔消防法規〕

問1 答 (1) 消防吏員 (2) 行為者
 (3) 権原 (4) 負担 (5) 緊急

問2 答 (1)

問3 答 (1)

〔消防設備〕

問1 答 (5)

問2 答 (5)

問3 答 (1)、(2)

問4 答 (1)、(2)

問5 答 (3)

問6 答 (3)

問7 答 (3)

問8 答 (4)

問9 答 (3)

〔火災調査〕

問1 答 (4)

〔建築法規〕

問1 答 (4)

〔危険物〕

問1 答 (5)

問2 答 (3)

〔防災〕

問1 答 (1)

問2 答 (4)

問3 答 (3)

〔救急〕

問1 答 (2)

〔救助〕

問1 答 (2)

〔石油コンビナート〕

問1 答 (2)

問2 答 (5)

〔原子力〕

問1 答 (4)

問2 答 (1)

〔無線法規〕

問1 答 (4)

〔無線工学〕

問1 答 (2)

〔国民保護〕

問1 答 (4)

問2 答 (2)

〔警防〕

問1 答 (5)

問2 答 (2)

問3 答 (1)

——消防司令問題——

〔組織管理〕

問1 答 (3)

[人事管理]

問1 答 (2)

[消防財政]

問1 答 (1)

[警防]

問1 答 (3)

問2 答 (4)

問3 答 (1)

[救急]

問1 答 (3)

— 予防技術検定模擬テスト —**[共通]**

問1 答 (2)

[消防用設備等]

問1 答 (4)

問2 答 (1)

[防火査察]

問1 答 (4)

問2 答 (1)

[危険物]

問1 答 (3)

問2 答 (4)

昇任試験実力養成講座・小論文**解答例**

土砂災害現場での活動に際しては、活動作業に従事する者は勿論、災害現場及びその付近の住民の安全を図ることを最も基本的な任務として全力を挙げてこれに当たらなければならぬ。しかし、災害活動に関連して発生している種々の危険性を排除して災害作業の効果を高めていくには、土砂崩壊に備えて警戒区域を確実に設定し、関係者の出入りを制限するなどの措置をとるほか、応急公用負担などの方法を駆使して資機材等を迅速に調達する一方、現場の工作物に対しても、適宜、排除又は処分等の措置を講じて、迅速、円滑に活動を進めていかなければならない。

そこで、こうした要請に応えることができるよう消防法では、同法第29条第1項には「消防対象物及びこれらのものの在る土地を使用し、処分し又は使用を制限することができる。」という規定が置かれ、水災を除くその他の災害にも準用することとされている。土砂災害の現場活動においても、この規定を根拠に災害活動に必要な範囲で工作物の損壊等を行うことができ、その場合には、災害の発生が差し迫っている状況下で許された措置であることから、基本的に損壊等を行った工作物に対しては、いずれ土砂の崩壊等により破壊される運命にあり、財産的な価値が失われているとして、財産権の侵害がないとの理由から「特別の犠牲」を課したことにはならず、補償を行う必要はないということになる。現行の消防法（災害対策基本法も同趣旨）では、こうしたスタンスが取られている。

他方、緊急時の措置に関しては、民法第720条第2項が緊急避難の規定を置いて不法行為責任を否定している。この規定は、消防機関が災害活動を行う場合にも、緊急性の要件が充足される場合に援用されるものと考えられる。そもそも、公務員の公権力の行使に関連した不法行為責任については、国家賠償法第1条が適用されるが、この国家賠償法上の違法行為にも民法の規定が適用され、この意味では上記の緊急避難に関する規定も国家賠償法に基づく損害賠償に関して適用がある。

したがって、土砂災害の現場において、緊急に一定の工作物等の損壊を伴う応急措置等を講ずる場合には、民法の緊急避難に関する規定が適用される結果、損害賠償の請求が行われる可能性は少ないと見える。ただし、緊急性がない場合に工作物等の損壊が行われた場合には、違法行為に基づく損害賠償の問題が出てくることもあるが、ここでは緊急性の有無に係る判断に過失がなかったのかが問題になろう。いずれにしても、土砂災害活動に際して、作為に基づく消防責任を意識するあまり災害活動が消極的になることは、被害拡大防止及び不作為責任の追求の可能性という観点から決して好ましくない。消防機関としては、あくまで消防責任の帰趨は別にして、総合的な被害軽減を図ることを念頭に、積極的に消防活動を展開していくことが極めて重要である。そして、そのことによって結果的に消防責任が果たされたものと考えられる。

消防昇任試験 1000題

**基本的な知識を問う問題を厳選し登載
出題の意図を正しく理解できるよう
全問題に解説を付けた最新の問題集！**

近代消防社 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目9番16号(日本消防会館内) TEL 03-3593-1401 FAX 03-3593-1420

■消防昇任試験問題研究会 編
B5判/410頁
定価3,000円(税込)

**消防昇任試験
1000題**

